

受験番号 氏 名

--	--

## 実技試験（鉛筆図面作成） 課題 1

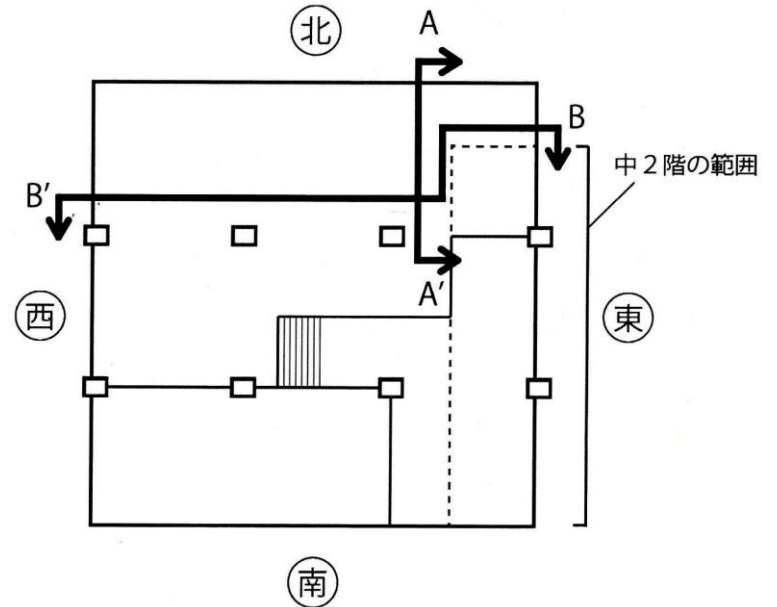
2月11日(日) 10:00-14:30

- 課題 1**
- ① A3方眼用紙に、大石膏室の東側立断面図を描く。
  - ② A3方眼用紙に、大石膏室の南側立断面図を描く。

### 1. 配布物

- ・ 課題用紙（本紙）
- ・ 提出用A3方眼用紙×2枚
- ・ 下書き用A3方眼用紙×2枚
- ・ 画板

※なお、配布物は終了後すべて回収します。



### 2. 図面作成の対象

試験会場である、大石膏室内の一部。建築物本体のほかにも、建具、手摺、照明器具を含む。縮尺1/100程度の図面を製図する場合を想定した時に省略すると考えられるものや、展示されている石膏像及び台座は含まない。

（試験会場：天野太郎設計 元芸大建築学科教授 1970年竣工）

### 3. 図面作成の内容

#### ① 東側立断面図

東側立断面図の野帳をフリーハンドで作成する。A-A'位置（上図参照）の断面を描き、東壁面の立面を描き加える。また、実測に必要な寸法線を記入する。寸法の数値は不要。

#### ② 南側立断面図

南側立断面図の野帳をフリーハンドで作成する。B-B'位置（上図参照）の断面を描き、南壁面の立面を描き加える。また、実測に必要な寸法線を記入する。寸法の数値は不要。

### 4. その他 注意事項

- ・ 寸法線も含めてフリーハンドで描くこと。定規の使用は不可とする。
- ・ 図面作成の対象と内容については各自が判断することとし、質問は受け付けない。
- ・ 立断面図作成のために、A-A' およびB-B' ライン付近に立ち入ってよいが、中2階への立入は禁止する。
- ・ 静粛を旨とする。静粛の維持について試験監督者の指示に従わない場合、作業の中止、さらには受験を中止させる場合がある。
- ・ 試験時間中は携帯電話の電源を切り、身につけないこと。
- ・ 立入禁止の掲示や指示がある場合は、これに従う。物品に触れて破損することのないよう、十分に気をつける。
- ・ 課題用紙、提出用A3方眼用紙、下書き用A3方眼用紙、すべてに受験者の受験番号と氏名を所定の位置に記入し、試験会場から持ち帰らないこと。
- ・ 発熱や頭痛など、体調が不良になった時には、すみやかに監督官に申し出て、指示を仰ぐこと。また、トイレを希望する場合も監督官に申し出ること。

受験番号 氏 名

--	--

## 実技試験（鉛筆図面作成） 課題 2

2月11日(日) 15:00-16:00

**課題 2** ① 別紙で与えた部材の摺本（複写）を、方眼線に合わせて縮小し、解答用紙に描く。

### 1. 配布物

- ・ 課題用紙（本紙）
- ・ 部材の摺本（複写、別紙）
- ・ 提出用A3方眼用紙×1枚
- ・ 下書き用A3方眼用紙×1枚
- ・ 画板×1枚

※なお、配布物は終了後すべて回収します。

### 2. 図面作成の対象

各人に与えた別紙は、部材の摺本（複写）であり、方眼線が引かれている。摺本なので、木目が現れているが、木目などは気にすることなく、全体の輪郭や渦文を、提出用の解答用紙の方眼線に合わせて縮小して忠実に描く。

### 3. 図面作成の内容

別紙で配布した部材の摺本（複写）の輪郭や渦文を、提出用の解答用紙の方眼線に合わせて縮小し、A3方眼用紙1枚に、フリーハンドで作成する。

### 4. その他 注意事項

- ・ フリーハンドで描くこと。定規の使用は不可とする。
- ・ 図面作成の対象と内容については各自が判断することとし、質問は受け付けない。
- ・ 静粛を旨とする。静粛の維持について試験監督者の指示に従わない場合、作業の中止、さらには受験を中止させる場合がある。
- ・ 試験時間中は携帯電話の電源を切り、身につけないこと。
- ・ 立入禁止の掲示や指示がある場合は、これに従う。物品に触れて破損することのないよう、十分に気をつける。
- ・ 課題用紙、提出用A3方眼用紙、下書き用A3方眼用紙、すべてに受験者の受験番号と氏名を所定の位置に記入し、試験会場から持ち帰らないこと。
- ・ 発熱や頭痛など、体調が不良になった時には、すみやかに監督官に申し出て、指示を仰ぐこと。また、トイレを希望する場合も監督官に申し出ること。



受験番号 氏 名

--	--

**筆答試験(2)専門 問題及び解答用紙**

問題Ⅰ 別紙1に写真で示した①から⑧の各建造物について、建造物の名称、建設年代、主な建築的特徴を下の枠内に記しなさい。  
 なお、建設年代は「○世紀」のような大まかな時期の表記でもよい。

番号	建造物の名称	建設年代	主 な 建 築 的 特 徴
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

問題Ⅱ 日本の世界文化遺産20件から1件、重要伝統的建造物群保存地区126地区(集落・町並みの保存地区)から関西地方の保存地区1件をそれぞれ選び、その名称を記して各2行以内で説明しなさい。

(1) 世界遺産 名称:

説明: .....

(2) 保存地区 名称:

説明: .....

問題Ⅲ 別紙2には、鶴林寺本堂[国宝 兵庫県 応永4年(1397年)]の立面図と断面図を掲げてあります。図中に矢印で示した①から⑯の建築部材の名称を以下に記しなさい。

①: ..... ②: ..... ③: ..... ④: ..... ⑤: ..... ⑥: ..... ⑦: ..... ⑧: .....  
 ⑨: ..... ⑩: ..... ⑪: ..... ⑫: ..... ⑬: ..... ⑭: ..... ⑮: ..... ⑯: .....

問題Ⅳ 以下の(1)～(6)から2語を選んでその番号を( )に記し、それぞれ3行以内で説明しなさい。

- (1) 権現造 (2) 折衷様 (3) 式年造替 (4) 檜皮葺 (5) 桔木 (6) 舞良戸

番号( ) 説明: .....

番号( ) 説明: .....

問題Ⅴ 別紙3の英文は、2003年にベトナムにある世界文化遺産、歴史都市ホイアンで行われた国際シンポジウムにおいて採択された「ホイアン宣言」の第5条です。日本語でタイトルと全体の大意を記しなさい。なお、英語辞書等の使用は認めません。

.....

.....

.....

.....



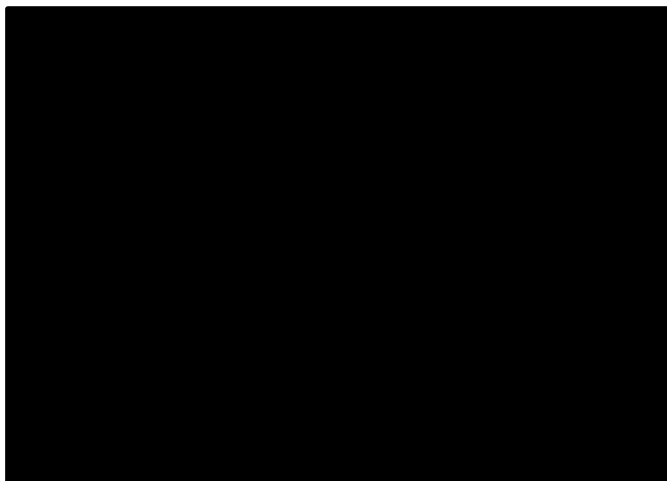
受験番号

氏 名

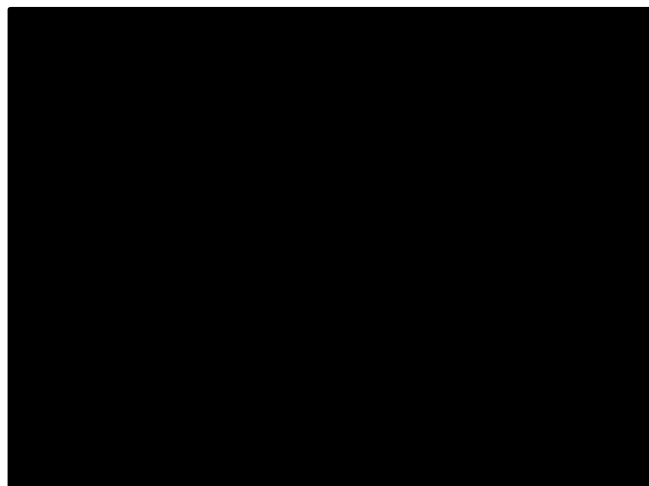
筆答試験（2） 別紙1

問題Ⅰ 写真 ①～⑧

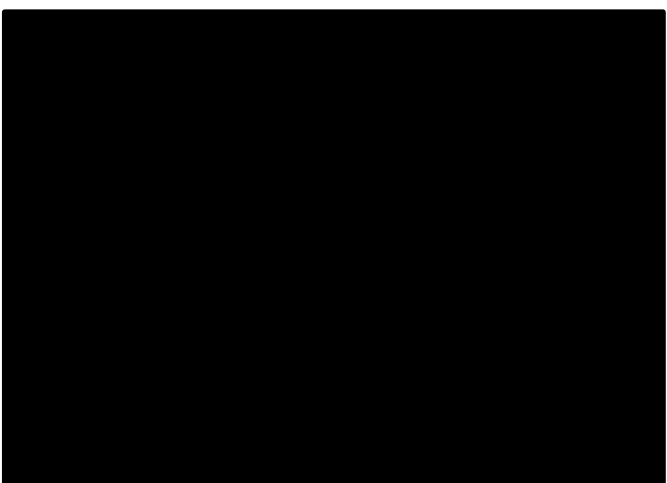
①



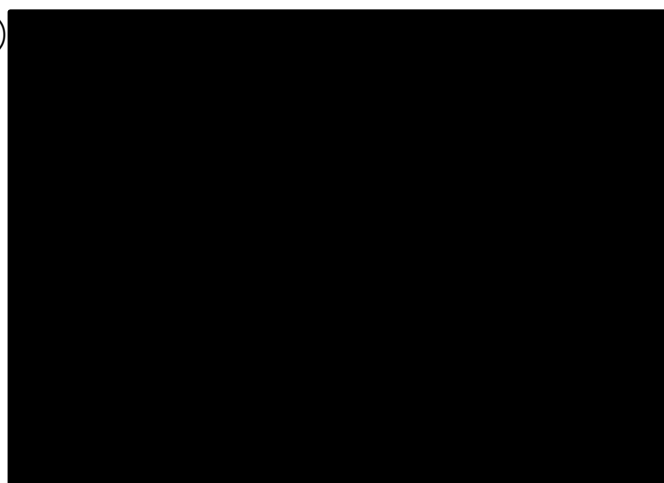
②



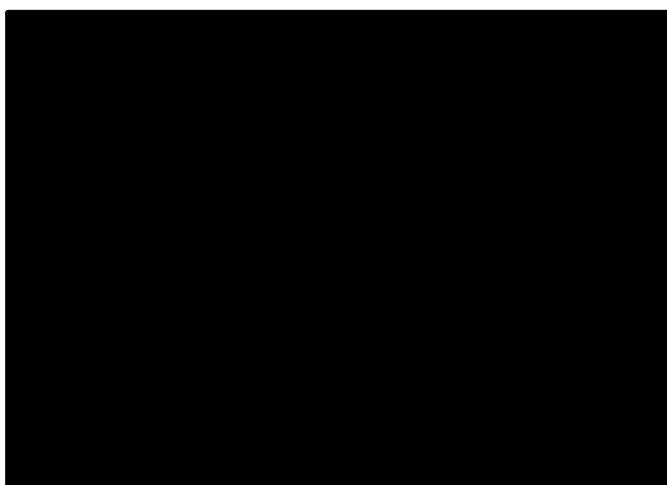
③



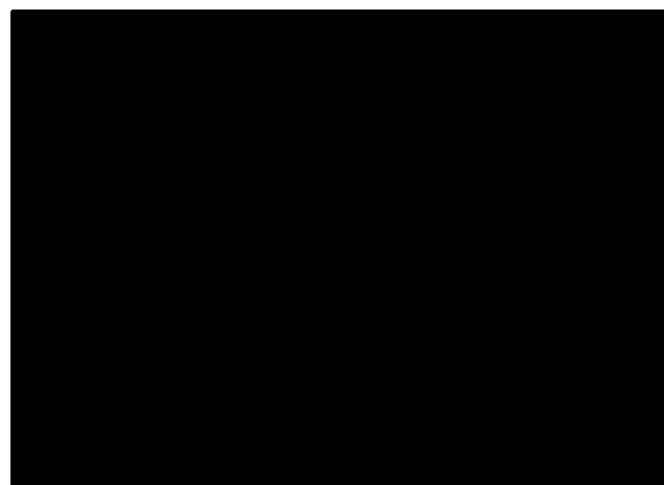
④



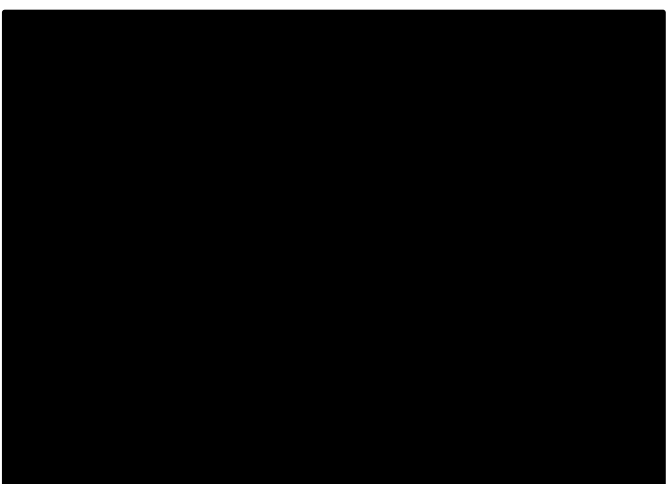
⑤



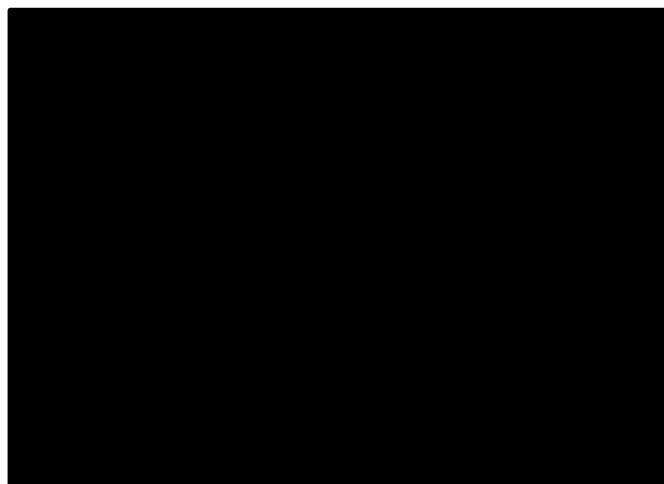
⑥



⑦



⑧

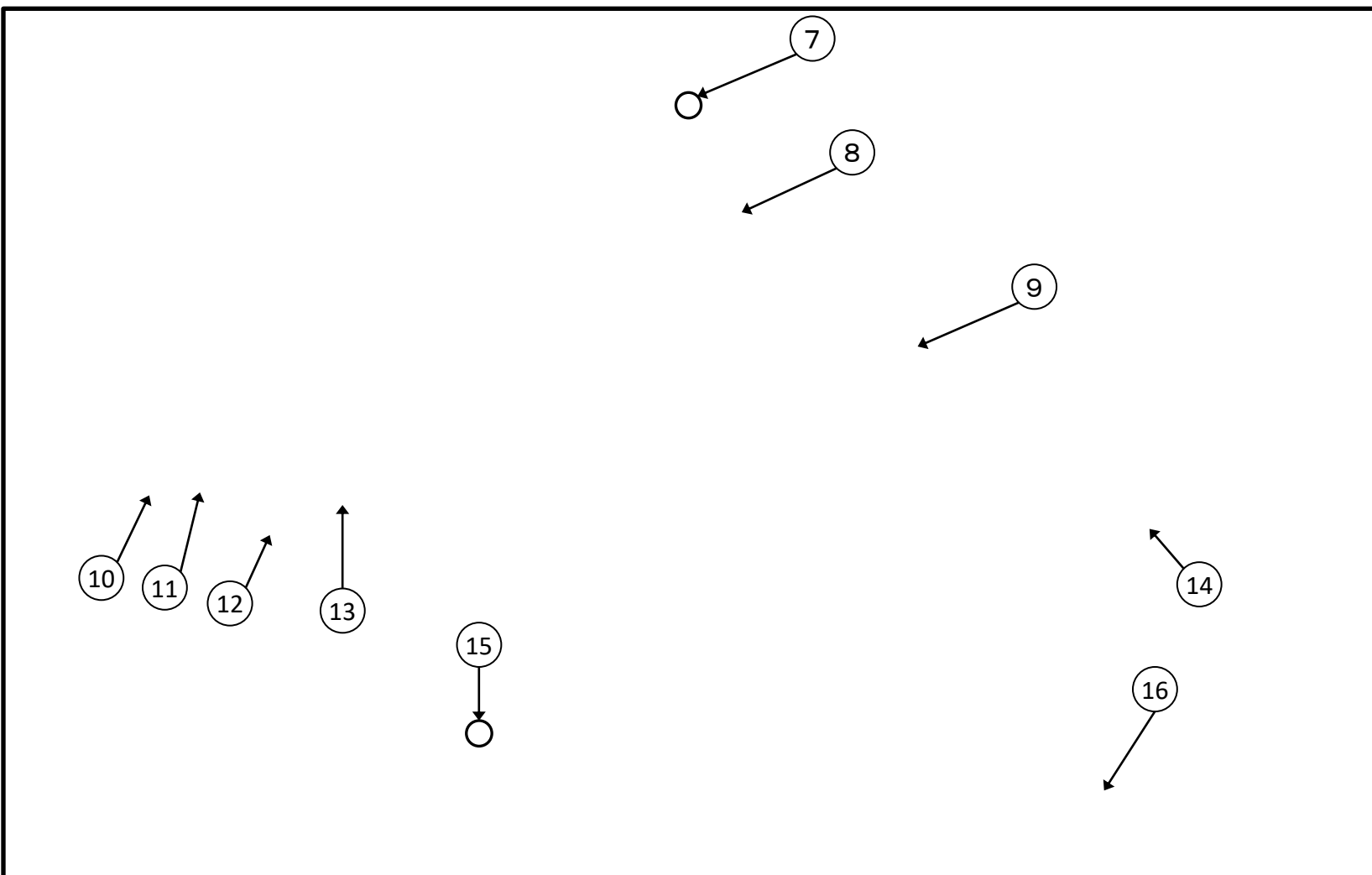
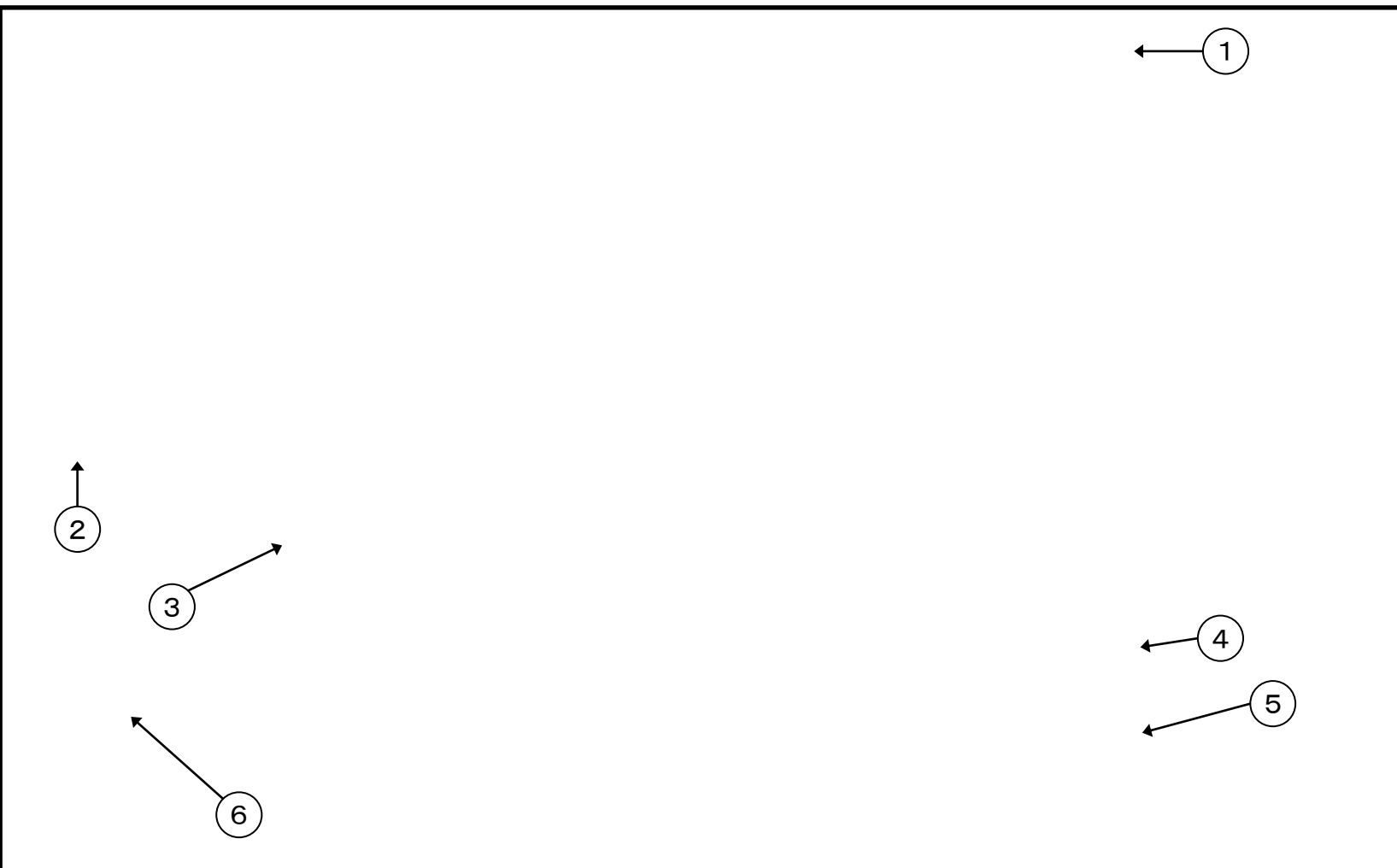


受験番号

氏名

筆答試験（2） 別紙2

問題III 図面



受験番号

氏 名

**筆答試験(2) 別紙3**

**問題V 英文**

The Hoian Declaration on Cnservation of HIstoric Districts of Asia

5. Preserving Wooden Architectural Heritage in Historic Districts

Particularly present in historic districts, the wooden architectural heritage of Asia is very important and constitutes a major expression of the cultural diversity and influences. Yet, it remains fragile and its preservation in often densely populated historical areas is a daunting task that requires great efforts and cooperation. The conservation of wooden architecture exposed to rain, high humidity and temperature as well as termites and other biological agents, is by nature a challenge that has led in the past to the development of valuable traditional knowledge on the use of wood for structure or ornament, and on methods for carrying maintenance and repair work. As stated in the Principles for the Preservation of Historic Timber Buildings adopted by ICOMOS in 1999, everyone involved in the maintenance and repair of wooden architectural heritage, from the owners to the construction workers and specialists must fully understand these principles and their meaning and benefit from the support and advice of public organizations and specialists.